

平成 19 事業年度

決 算 報 告 書
監事及び会計監査人
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

	ページ
決算報告書	
1. 一般勘定	1
2. 産業基盤整備勘定	2
3. 施設整備等勘定	3
4. 小規模企業共済勘定	4
5. 中小企業倒産防止共済勘定	5
6. 工業再配置等業務特別勘定	6
7. 産炭地域経過業務特別勘定	7
8. 出資承継勘定	8
監事及び会計監査人の意見	
1. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告 書に関する監事の意見書	9
2. 独立監査人の監査報告書	10

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	15,775,621,000	15,775,621,000	-	
施設整備費補助金	978,000,000	969,107,038	△ 8,892,962	
その他の補助金等	38,797,000	27,319,669	△ 11,477,331	事業実績の減
借入金等	447,034,000	469,780,000	22,746,000	高度化貸付の増
貸付等回収金	56,063,392,000	53,562,259,814	△ 2,501,132,186	高度化回収の減
貸付金利息	3,497,664,000	3,037,676,968	△ 459,987,032	
業務収入	2,144,760,000	1,900,973,372	△ 243,786,628	
運用収入	3,127,114,000	3,296,158,251	169,044,251	
受託収入	2,719,185,000	2,282,166,999	△ 437,018,001	事業実績の減
その他収入	153,040,000	634,779,536	481,739,536	職員宿舎売却収入の増
計	84,944,607,000	81,955,842,647	△ 2,988,764,353	
支出				
業務経費	28,971,584,000	25,763,573,368	△ 3,208,010,632	事業実績の減
貸付金	69,793,677,000	176,123,098,000	106,329,421,000	高度化貸付の増
出資金	47,207,000,000	16,350,751,556	△ 30,856,248,444	出資実績の減
受託経費	2,719,185,000	2,586,509,221	△ 132,675,779	事業実績の減
借入金等償還	1,706,310,000	1,042,152,114	△ 664,157,886	高度化貸付に係る借入金償還の減
支払利息	9,209,000	10,384,608	1,175,608	
一般管理費	1,082,735,000	1,258,221,702	175,486,702	
計	151,489,700,000	223,134,690,569	71,644,990,569	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額です。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	202,043,000	103,258,897	△ 98,784,103	求償権回収等の減
運用収入	466,154,000	498,657,160	32,503,160	出資、保証履行の減による運用資産の増
その他収入	763,000	24,845,344	24,082,344	求償債務違約金の増
計	668,960,000	626,761,401	△ 42,198,599	
支出				
業務経費	113,977,000	124,526,358	10,549,358	
出資金	225,000,000	-	△ 225,000,000	出資実績なし
代位弁済費	138,600,000	-	△ 138,600,000	保証履行実績なし
一般管理費	19,275,000	15,128,174	△ 4,146,826	管理部門に係る経費負担の減
計	496,852,000	139,654,532	△ 357,197,468	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	29,225,000	29,218,000	△ 7,000	
政府出資金	-	1,042,000,000	1,042,000,000	施設整備費の繰り越しに伴う繰越出資金の受入
貸付回収金	1,362,400,000	1,445,414,000	83,014,000	破産更生債権等の回収による増
貸付金利息	29,784,000	51,451,265	21,667,265	破産更生債権等の回収による増
業務収入	2,030,093,000	4,408,603,635	2,378,510,635	産業用地の譲渡実績の増
運用収入	33,155,000	93,490,733	60,335,733	産業用地の売却収入等による運用資産の増
受託収入	175,200,000	171,993,000	△ 3,207,000	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	8,450,000	15,858,944	7,408,944	消費税還付金の増
計	3,668,307,000	7,258,029,577	3,589,722,577	
支出				
業務経費	2,274,536,000	2,721,038,949	446,502,949	施設整備費に係る前年度繰越工事による増
受託経費	175,200,000	171,993,000	△ 3,207,000	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	5,353,301,000	5,353,301,000	-	
支払利息	204,297,000	209,321,261	5,024,261	
一般管理費	98,727,000	94,089,896	△ 4,637,104	管理部門に係る経費負担の減
計	8,106,061,000	8,549,744,106	443,683,106	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,462,435,000	4,462,435,000	—	
貸付回収金	439,784,899,000	433,445,994,750	△ 6,338,904,250	貸付回収金の減
貸付金利息	6,521,611,000	6,048,015,823	△ 473,595,177	
業務収入	508,116,731,000	518,878,069,640	10,761,338,640	在籍平均口数の増等
運用収入	94,656,974,000	96,686,158,582	2,029,184,582	有価証券利息の増等
その他の収入	964,979,000	1,217,307,916	252,328,916	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,054,507,629,000	1,060,737,981,711	6,230,352,711	
支出				
業務経費	646,268,575,000	596,251,534,654	△ 50,017,040,346	解約手当金の減等
貸付金	441,231,000,000	456,526,203,750	15,295,203,750	貸付規模の増
支払利息	34,751,000	37,299,517	2,548,517	
一般管理費	167,532,000	152,019,746	△ 15,512,254	管理部門に係る経費負担の減
計	1,087,701,858,000	1,052,967,057,667	△ 34,734,800,333	

(注) 損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,755,317,000	1,755,317,000	—	
貸付回収金	54,667,683,000	55,619,031,556	951,348,556	貸付回収金の増
貸付金利息	273,789,000	284,160,759	10,371,759	
業務収入	53,342,449,000	43,905,175,881	△ 9,437,273,119	加入件数の減等
運用収入	4,300,021,000	4,933,730,564	633,709,564	運用資産の増
その他の収入	8,044,000	447,325,773	439,281,773	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	114,347,303,000	106,944,741,533	△ 7,402,561,467	
支出				
業務経費	37,816,538,000	44,051,083,557	6,234,545,557	解約手当金の増等
貸付金	47,815,650,000	48,649,150,000	833,500,000	貸付規模の増
支払利息	109,398,000	136,436,374	27,038,374	借入利率の引上げ
一般管理費	162,713,000	127,851,553	△ 34,861,447	管理部門に係る経費負担の減
計	85,904,299,000	92,964,521,484	7,060,222,484	

(注)損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	5,387,181,000	12,837,117,722	7,449,936,722	産業用地の譲渡実績の増
運用収入	53,500,000	156,190,502	102,690,502	産業用地の売却収入等による運用資産の増
受託収入	150,500,000	76,219,236	△ 74,280,764	地方公共団体からの受託事業の減
その他収入	17,496,000	100,327,844	82,831,844	産業用地の譲渡解除による違約金収入等の増
計	5,608,677,000	13,169,855,304	7,561,178,304	
支出				
業務経費	3,058,421,000	2,100,737,010	△ 957,683,990	産業用地の造成工事の減
受託経費	150,500,000	28,194,886	△ 122,305,114	地方公共団体からの受託事業の減
借入金等償還	11,800,000,000	11,800,000,000	-	
支払利息	595,076,000	609,910,049	14,834,049	
一般管理費	161,772,000	117,889,103	△ 43,882,897	管理部門に係る経費負担の減
計	15,765,769,000	14,656,731,048	△ 1,109,037,952	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
貸付等回収金	825,565,000	1,107,921,572	282,356,572	破産更生債権等の回収による増
貸付金利息	45,194,000	56,905,242	11,711,242	破産更生債権等の回収による増
業務収入	2,185,845,000	2,451,060,204	265,215,204	産業用地の譲渡実績の増
運用収入	180,781,000	214,384,404	33,603,404	産業用地の売却収入等による運用資産の増
その他収入	12,952,000	7,240,642	△ 5,711,358	消費税還付金の減
計	3,250,337,000	3,837,512,064	587,175,064	
支出				
業務経費	1,519,367,000	1,165,234,570	△ 354,132,430	産業用地の維持管理経費等の減
借入金等償還	11,173,483,000	11,173,483,000	-	
支払利息	392,015,000	405,064,324	13,049,324	債券の償還開始に伴う利払手数料の発生のため
一般管理費	74,576,000	76,194,365	1,618,365	
計	13,159,441,000	12,819,976,259	△ 339,464,741	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

(1)業務収入のうち工場用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。

(2)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成19事業年度
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	1,612,000,000	1,626,298,868	14,298,868	ベンチャーファンド分配金等の増
運用収入	7,454,000	28,723,739	21,269,739	ベンチャーファンド分配収入による運用資産の増
その他収入	201,000	54,281	△ 146,719	
計	1,619,655,000	1,655,076,888	35,421,888	
支出				
業務経費	29,714,000	26,507,918	△ 3,206,082	固有職員減による人件費の減
出資金	299,000,000	145,000,000	△ 154,000,000	ベンチャーファンドのキャピタルコールの減
一般管理費	5,002,000	3,505,305	△ 1,496,695	管理部門に係る経費負担の減
計	333,716,000	175,013,223	△ 158,702,777	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額にベンチャー株式の売却収入額等を加算した額を記載しております。
- (2) 出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成19年度財務諸表及び
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成20年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 川 信雄 

監事 池田 眞 

監事 辺見 洋 

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 鈴木孝男 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

青尾仁之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水至 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

樋澤克彦 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 鈴木孝男 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 青尾仁之 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水至 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 樋澤克彦 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木裕子 
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上